

会 則 その他



全国養護教諭連絡協議会会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、全国養護教諭連絡協議会と称する。

(構成)

第2条 本会は、各都道府県及び政令指定都市の国公立・私立学校養護教諭で構成される研究会（以下「各研究会」という。）をもって構成する。

(目的)

第3条 本会は、各研究会相互の連絡・連携を図り、養護教諭の職務等について研究し、養護教諭の資質を高め、学校保健の向上に寄与することを目的とする。

(事業内容)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- ① 養護教諭の職務等に関する調査・研究並びに情報交換
- ② 養護教諭の資質向上に関する事業
- ③ 国並びに地方公共団及び関係諸機関に対する要請並びに建議
- ④ その他本会の目的達成に必要な事業

第2章 組 織

第1節 構 成

(構成)

第5条 本会は、次のとおり、役員（会長・副会長・常務理事）、理事、監事を置くこととする。

- ① 会 長 1 名
- ② 副 会 長 若干名
- ③ 常務理事 若干名
- ④ 理 事 各ブロック 1 名
- ⑤ 監 事 2 名

(設置等)

第6条 本会の事務所を別に定める所に置く。

- 2 本会の事務を処理するために、事務局を設置する。
- 3 事務局に関しては、別に「事務局規定」で定める。

第2節 総 会

(総会の構成)

第7条 総会は、各研究会の代表者をもって構成する。

- 2 総会毎に、議長 1 名・副議長 1 名を選出する。

(総会の招集)

第8条 総会は、会長が招集する。

- 2 本会は、毎年 1 回開催することとする。ただし、役員会で必要と認めたとき、又は、各研究会 3 分の 1 以上の要請があったときは、臨時に総会を開催しなければならない。

(総会の議事)

第9条 総会は次の事項について審議する。

- ① 事業報告及び決算の承認
- ② 役員の選出
- ③ 事業計画及び予算の承認
- ④ その他、事業継続に必要な事項

(総会の定足数、議決)

第10条 総会は、各研究会の代表者の過半数（委任状による出席も認める）の出席をもって成立する。

2 総会の議事は、特別の定めがある場合を除き、出席した代表者の過半数（委任状による意見の表示も認める）をもって決定する。可否同数のときは、議長がこれを決定する。

第3節 役 員

(選任)

第11条 役員（会長・副会長・常務理事）は、役員選出委員会において選出し、総会において承認する。

2 役員の選出に関しては、別に「全国養護教諭連絡協議会役員の選出に関する規則」で定める。

(任期)

第12条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員が任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは前任者がその職を行うものとする。

(会長)

第13条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

(副会長)

第14条 副会長は会長を補佐する。会長に事故があるときには、副会長が会長の職務を代行する。

(常務理事)

第15条 常務理事は、本会の事業の推進および会計事務にあたる。

(役員会)

第16条 役員会は、会長・副会長・常務理事をもって構成する。

第17条 役員会は、定例に開催する。ただし、会長は、必要に応じてこれを招集することができる。

(役員会の任務)

第18条 役員会は、本会会務の円滑な運営を図るために必要な事項について決議し、それを執行する。

(役員会の定足数、議決)

第19条 役員会は、役員の過半数（委任状による出席は認めない）の出席をもって成立する。

2 役員会の議事は、特別の定めがある場合を除き、出席した役員の過半数をもって決定する。可否同数のときは、会長がこれを決定する。

第4節 理 事

(理事)

第20条 理事は、第27条に定める各ブロックの代表者とする。

(理事会)

- 第 21 条 理事会は、本会の役員及び理事をもって構成する。
- 2 理事会は、会長からの要請を受けて、本会の運営方法などの内容について審議する。
 - 3 理事会は、年1回定例に開催する。ただし、会長は、必要に応じてこれを開催することができる。
 - 4 会長が必要と認めたときには、第 26 条に定める各委員会の長が、理事会に出席することができる。

(任期)

- 第 22 条 理事の任期は2年とする。
- 2 任期の途中で理事に欠員が生じたときには、当該ブロックで選出し、任期は前任者の残任期間とする。

第 5 節 監 事

(監事)

- 第 23 条 監事は、各研究会の代表者の中から2名選出し、総会において承認する。
- 2 監事は会計を監査し、総会に報告する。

(任期)

- 第 24 条 監事の任期は2年とする。

第 6 節 顧 問

(顧問)

- 第 25 条 本会に顧問を置くことができる。顧問は会長経験者とする。
- 2 顧問は、会長の諮問に応ずる。

第 7 節 委員会

(委員会)

- 第 26 条 本会の目的を達成するために次の委員会を設置することができる。なお、各委員会の委員は本会を構成する各研究会の会員の中から選出し、会長が任命する。
- ① 常設委員会
 - ② 特別委員会
 - 2 常設委員会は、調査研究委員会・瑞星編集委員会とする。
 - 3 特別委員会は、必要に応じて設置するものとする。

第 8 節 ブロック

(ブロック)

- 第 27 条 各都道府県及び政令指定都市を下記のブロックに分ける。各ブロックに所属する研究会は、別に定める。
- ①北海道・東北ブロック
 - ②関東ブロック
 - ③中部ブロック
 - ④近畿ブロック
 - ⑤中国・四国ブロック
 - ⑥九州ブロック

第3章 会計

(収入)

第28条 本会の会計は、会費その他の収入をもってあてる。

(会費)

第29条 各研究会は、別に「各研究会費一覧」で定められた額を年会費として納入するものとする。

(会計年度)

第30条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日で終わる。

(決算の承認)

第31条 本会の収支は、毎会計年度終了後、監事の監査を経て、総会において承認を得るものとする。

第4章 会則の改正

(改正の手続)

第32条 本会則は、総会において各研究会の代表者の3分の2以上の同意（委任状による同意も認める）がなければ改正することはできない。

第5章 賛助会員

(賛助会員)

第33条 本会は、本会会則第2条に定めるほかに賛助会員を置くことができる。

- 2 本会の目的に賛同する団体及び個人は、役員会の承認を得て賛助会員になることができる。
- 3 賛助会員は以下の会費を納める。
　　団体：年額20,000円　　個人：年額5,000円
- 4 賛助会員は、機関誌その他の刊行物の配布及び本会の事業についての諸連絡を受ける。
　　但し、総会における決議には参加できない。

附 則

- ・本会会則は、平成4年7月28日より施行する。
- ・本会会則は、平成7年8月1日一部改正。
- ・本会会則は、平成9年8月4日一部改正。
- ・本会会則は、平成11年2月25日一部改正。
- ・本会会則は、平成12年2月25日一部改正、平成13年4月1日より施行する。
- ・本会会則は、平成14年2月20日一部改正、平成14年4月1日より施行する。
- ・本会会則は、平成14年6月15日より施行する。
- ・本会会則は、平成18年6月17日より施行する。
- ・本会会則は、平成19年6月14日会費の改正、平成20年4月1日より施行する。
- ・本会会則は、平成29年6月17日一部改正、平成29年6月17日より施行する。
- ・本会会則は、令和元年6月15日一部改正、令和元年6月15日より施行する。

全国養護教諭連絡協議会役員の選出に関する規則

第1章 総則

第1条 本規則は、全国養護教諭連絡協議会（以下「本会」という。）会則第11条に基づき、本会の役員を公正かつ民主的に選出するための手続きについて定めるものである。

第2章 役員選出委員会

第2条 役員選出委員会は、役員選出委員・役員2名をもって構成する。

- 2 役員選出委員会は、各ブロックから1名選出し、会長が任命する。役員2名は、役員会において選出する。
- 3 役員選出委員会は、互選により、第1回委員会において委員長1名、副委員長1名を選出する。第1回委員会は、会長が招集する。
- 4 委員の任期は、任命後、次期役員選出委員が任命される総会までとする。

第3条 役員選出委員会は、次のことを行う。

- ① 役員改選年度の総会後に委員会を開催し、役員選出日程を各研究会に知らせる。
 - ② 各研究会に役員候補者の選出依頼を行う。
 - ③ 候補者の中から役員を選出する。
- 2 委員長は、総会において、委員会における役員選出結果について報告する。

第3章 候補者の資格

第4条 本会の役員の候補者は、次の事項に該当する者であることを要する。

- ① 本会の会員であること。
- ② 各研究会の会長経験者もしくは相当と見なされる会員であること。
- ③ 本会会則第2条に定める各研究会の推薦を受けた者であること。

第5条 本会会則第2条に定める各研究会が、役員候補者の推薦をする場合には、次の書類を役員選出委員会に提出しなければならない。

- ① 推薦書（様式1）
 - ② 候補者の抱負（様式2）
- 2 各研究会は、前項の書類を取り揃えて役員選出のための総会の6ヶ月前までに、役員選出委員会に提出しなければならない。

第4章 役員の欠員補充

第6条 任期の途中で役員に欠員が生じたときは、次年度の定期総会において選任し、任期は前任者の残任期間とする。

事務局規定

第1条 本会会則第6条による事務局規定を次のように定める。

第2条 事務局を下記の場所に置くこととする。

記

〒105-0011

東京都港区芝公園2丁目6番8号 日本女子会館4階

全国養護教諭連絡協議会

第3条 事務局は、事務局長及び事務局職員を置くことができる。

2 事務局長は、次の者から雇用する。

全国養護教諭連絡協議会の会員であった者

第4条 事務局長及び事務局職員は、役員会の承認を得て会長が任命し、雇用契約を結ぶ。

第5条 事務局の職務は次のとおりにする。

① 事務局長及び事務局職員は、会長の命を受けて会務を処理する。

② 事務局長及び事務局職員は、会長の命を受け、必要に応じて役員会に出席することができる。

・本規定は、令和元年6月15日一部改正、令和元年6月15日より施行する。

ブロック分けについて

(1) 北海道・東北ブロック

北海道・青森・岩手・秋田・宮城・山形・福島・仙台市

(2) 関東ブロック

茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・山梨・川崎市・横浜市・相模原市

(3) 中部ブロック

新潟・富山・石川・福井・長野・岐阜・静岡・愛知・三重・名古屋市

(4) 近畿ブロック

滋賀・兵庫・奈良・和歌山・京都市・大阪市・神戸市

(5) 中国・四国ブロック

鳥取・島根・岡山・山口・徳島・香川・愛媛・広島市

(6) 九州ブロック

福岡・佐賀・熊本・宮崎・鹿児島

※ 当分の間、中国・四国・九州ブロックを一つにまとめる。